

第一線

捜査書類作成実務必携

～書式記載要領から具体的記載例まで～

■ 地域・刑事実務研究会 編 ■ A6判 ■ ビニール上製 ■ 416頁

定価 (本体 2,000 円 + 税)

本書のポイント

ポケットサイズで、どこでも持ち運べる「捜査書類作成の手引き」の決定版！
「現場で使える捜査書類の本が欲しい！」という第一線の声に応じて作成！

地域・刑事警察官等が第一線の現場で必要とする書類を網羅！

逮捕手続書、実況見分調書、捜索差押関係書類、弁解録取書、供述調書、簡易書式関係書類、被害届、捜査報告書、万引き専用書類や乗り物盗専用書類等、第一線の現場に必要な書類の「記載要領・解説」と「記載例」を網羅！

平成30年6月施行の基本書式、簡易書式に係る変更点等もフォロー！

基本書式における弁解録取書のルール変更や、簡易書式における適用対象事件の範囲拡大等、平成30年6月施行の基本書式、簡易書式に係る変更点等もフォローしている。

内容見本

第2編……逮捕手続書

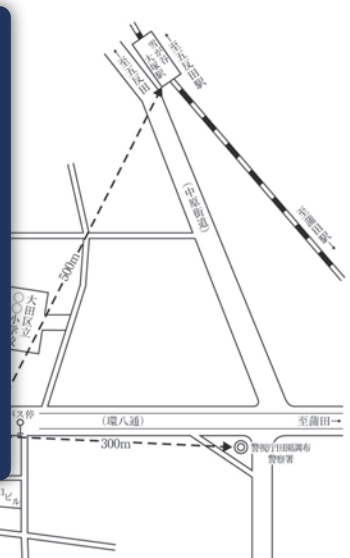
第1章 | 現行犯人逮捕手続書

1 現行犯人逮捕手続書(甲)(様式第17号)

- (1) 「被疑者の住居、職業、氏名、年齢」欄
被疑者の住居、職業、氏名、年齢は、被逮捕者の人定事項であるので、判明している事項を正確に記載する。
ときには、被疑者が偽名を用いたり、でたらめな住居を申し立てたため、氏名や住居の記載が事実と異なった記載となることがあるが、この場合は、後で本

←この欄の作成に当たっては、前記第1編第2章「3 具体的留意事項」の欄も参照されたい。

現場見取図 1



第5編……弁解録取書・供述調書

第2章 | 供述調書

1 供述調書(甲)(様式第8号)・供述調書(乙)(様式第9号)

- (1) 作成上の留意事項
ア 定められた書式によって作成すること。
被疑者の供述を録取する場合は、供述調書(甲)(様式第8号)(以下「被疑者供述調書」という。)を、被害者や目撃者等参考人の供述を録取する場合は、供述調書(乙)(様式第9号)(以下「参考人供述調書」

〈罪種別被害者例〉

「窃盗罪の場合」

窃盗罪の場合は、盗難被害にかかった際に、被害品を占有していた者が被害者である。

刑法上の占有が認められるためには、財物に対する事実的支配関係の存在と占有の意思があることが必要である。

占有の主体は、自然人でなければならない。法人の場合には、その機関の代表者が法人のために、これを占有するものと解されている。

この「占有の他人性」に関し、判例は以下とする。

- ア 上下主従者間の占有(店主と店員の占有)は上位者(店主)
イ 委託された包装物の占有(封緘された包装物の内容物)は委託者
ウ 共同占有は共同占有者全員

したがって、占有者と所有者は、必ずしも同一人とはいえないので、占有者と所有者が異なるときは、占有者を被害者とし、所有者については、金品欄の所有者の項にその名前、会社名

←占有とは、財物に対する事実上の支配を意味し、民法上の占有に比べてより現実的な内容をもってはいる。

←ところで、窃盗罪における占有は、「占有の他人性」を要するので、他人の所有物であっても自己の占有する物を不法獲得しても、窃盗罪とはいえない。

第7編 被害届

目次裏面参照▶▶▶

捜査書類作成実務必携

～書式記載要領から具体的記載例まで～

地域・刑事実務研究会 編

立花書房

第一線 捜査書類作成実務必携

部内用

～書式記載要領から具体的記載例まで～

目次 (抜粋)

はじめに

第1編 捜査書類作成総論

- 第1章 捜査書類概観
- 第2章 捜査書類作成上の一般的要件や留意事項

第2編 逮捕手続書

- 第1章 現行犯人逮捕手続書
- 第2章 緊急逮捕手続書
- 第3章 通常逮捕手続書

第3編 実況見分調書・検証調書

- 第1章 実況見分調書
- 第2章 検証調書

第4編 搜索差押関係・領置・還付等

- 第1章 搜索差押調書
- 第2章 押収品目録
- 第3章 搜索調書
- 第4章 差押調書
- 第5章 任意提出書
- 第6章 領置調書
- 第7章 押収品目録交付書
- 第8章 所有権放棄書
- 第9章 還付請書・仮還付請書

第5編 弁解録取書・供述調書

- 第1章 弁解録取書
- 第2章 供述調書

第6編 簡易書式例

- 第1章 簡易書式例対象事件
- 第2章 各書類の作成上の留意事項及び作成要領

第7編 被害届

- 第1章 被害届受理・作成上の留意事項
- 第2章 被害届作成要領

第8編 捜査報告書

- 第1章 捜査報告書の意義や証拠能力
- 第2章 作成上の留意事項等

第9編 取調べ状況報告書等

- 第1章 取調べ状況報告書
- 第2章 余罪関係報告書

第10編 万引き事件等捜査書類作成要領

- 第1章 万引き関係書類総論
- 第2章 万引き関係書類各論
- 第3章 乗り物盗専用被害届の作成要領
- 第4章 乗り物盗専用被害届の具体的記載要領

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 第一線 捜査書類作成実務必携 部内用
～書式記載要領から具体的記載例まで～

合計 _____ 部

| | | |
|---------|---|-----|
| ご所属名 | 庁 | 道府県 |
| (署・隊・課) | | |

ご担当者名 _____ (TEL : _____)

| 係名 | 氏名 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |

| 係名 | 氏名 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2
TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibanashobo.co.jp>